

令和4年度（2022年度）第5回中野区都市計画審議会

会 議 録

令和5年（2023年）1月30日

中 野 区 都 市 基 盤 部

日時

令和5年1月30日(月)午後3時から

場所

中野区産業振興センター 地下1階 多目的ホール

※一部の委員はウェブで出席

次 第

1 諮問事項

(1)東京都市計画地区計画中野駅南口地区地区計画の変更(中野区決定)

2 報告事項

(1)中野四丁目新北口地区及び囲町地区における都市計画原案について

3 その他

(1)事務連絡(次回日程等について)

出席委員

大沢会長 / 大澤副会長 / 稲垣委員 / 真田委員 / 大門委員 / 高橋(佐)委員 /

福島委員 / 鈴木委員 / 高山委員 / 木村委員 / 黒田委員 / 林委員 /

市川委員 / 高橋(か)委員 / 杉山委員 / ひやま委員 / 平山委員 /

久保委員 / 長沢委員 / 杉本委員(代理 城所中野消防署予防課長) /

沼田委員(代理 野口中野警察署交通課長)

酒井区長

事務局

安田都市基盤部都市計画課長 / 細川都市基盤部都市計画課庶務係長 / 堀井都市基盤部
都市計画課庶務係主任

幹事

奈良都市基盤部長 / 安田都市基盤部都市計画課長 / 豊川まちづくり推進部長 / 松前まち
づくり推進部中野駅周辺まちづくり担当部長 / 小幡まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課
長(中野駅新北口駅前エリア担当課長兼務) / 石原まちづくり推進部中野駅地区・周辺基盤整
備担当課長 / 山本まちづくり推進部中野駅周辺地区担当課長(中野駅周辺エリアマネジメント
担当課長兼務)

大沢会長

ただいまから令和4年度第5回中野区都市計画審議会を開会したいと思います。

本日の会議につきましては、次第のとおり諮問事項1件、それから報告事項1件となっております。先ほど事務局からご説明いただきましたが、午後4時半を目途に進めていきたいと思いますので、皆様、円滑な審議会運営にご協力よろしく願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。次第のとおり諮問事項が1件ございますので、諮問についてお願いいたします。

安田課長

それでは酒井区長、会長に諮問をお願いいたします。

酒井区長

酒井でございます。本日はウェブで出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

中野区都市計画審議会への諮問について

都市計画法第77条の2第1項及び同法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、下記の都市計画の案について諮問いたします。

1 東京都市計画地区計画中野駅南口地区地区計画の変更(中野区決定)

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

大沢会長

ただいま酒井区長から諮問をいただきました。諮問文はあらかじめいただいております。また、委員の机上には諮問文の写しを配布しております。

安田課長

酒井区長は所用がございますので、ここでウェブから退出させていただきます。

(区長ウェブから退出)

大沢会長

それでは、審議を開始したいと思います。

諮問事項の「東京都市計画地区計画中野駅南口地区地区計画の変更(中野区決定)」につきまして、山本幹事より説明をよろしくお願いいたします。

山本課長

これより「東京都市計画地区計画中野駅南口地区地区計画の変更(中野区決定)」について、ご説明いたします。

中野駅南口地区のうち、主にファミリーロード沿道を中心とした地区におきまして、建物を建て

替える際のまちづくりのルールとなる地区整備計画を定めていくものです。

こちらは令和4年9月開催の第2回都市計画審議会において、当地区計画原案をご報告。また、令和4年12月開催の第4回都市計画審議会において、当地区計画案をご報告し、その後都市計画手続を進めておりましたが、このたび同地区計画の変更についてお諮りするものです。

お手元の資料としましては、頭紙として「東京都市計画地区計画中野駅南口地区地区計画の変更(中野区決定)について」、別紙1として「都市計画の案の理由書」、別紙2として「中野駅南口地区地区計画に係る都市計画案」として、都市計画図書「総括図・計画書・位置図・計画図」、別紙3としまして「意見書の要旨及び区の見解」、このほかに参考資料が2点あります。参考1が「中野駅南口地区地区計画の変更 新旧対照表」です。また、参考2としまして「中野駅南口地区地区計画変更(案)の概要について」、以上6点になります。

最初に頭紙を御覧ください。

1点目、今回変更する都市計画は「東京都市計画地区計画中野駅南口地区地区計画の変更(中野区決定)」についてです。

2点目「都市計画の案の理由書」についてです。恐れ入りますが、別紙1を御覧ください。

1段落目では当地区計画における都市計画上の位置づけとして、本地区を含む中野駅周辺地区は「商業・業務地区」に位置づけられており、再開発などによる土地利用の高度化等を進めながら、「広域中心拠点」として育成することとしております。

2、3段落目では、中野駅南口において駅前立地を生かした土地利用が十分に図られていないこと、また、駅前広場の歩行者空間が不足していることなどから、土地区画整理事業と市街地再開発事業を平成27年3月に都市計画決定を行っております。

4、5段落目では、再開発周辺地区において商業地域にふさわしい駅から連続したにぎわいを創出するため、安全で快適な歩行者空間の創出、建物の更新に合わせた商業・業務機能の誘導などあるため、今回、B地区及びC地区の面積約2.1ヘクタールの区域につきまして、地区整備計画を追加した地区計画の変更を行うものであることを記載しております。

頭紙にお戻りください。3点目「都市計画案の概要について」です。

地区計画の名称及び当該地区計画を対象とする面積は、記載のとおりでございます。

4点目「都市計画の案」についてです。恐れ入りますが、別紙2を御覧ください。

1ページ目では、総括図に今回変更する地区計画の範囲を記載してございます。

また、2ページ目以降では、今回変更する地区計画の都市計画図書をつけております。順に2ページ目から8ページ目までが計画書、9ページ目が位置図、10ページ目から15ページ目が計

画図、16ページ目が方針付図となっております。内容につきましては、令和4年12月に開催した都市計画審議会でご報告したものと同一内容となっております。このため説明は省略させていただきますが、参考資料2として前回ご報告のときと同じ資料を添付しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

恐れ入りますが頭紙にお戻りください。5点目「当該都市計画案の経緯」についてです。

地区計画変更原案については、前回の都市計画審議会にてご報告したものと同一内容となっております。

その後、令和4年12月に地区計画変更案の説明会を開催した後、同案の公告・縦覧、意見書の提出受付を行っておりました。この期間における図書の縦覧者は1名、意見書の提出は1件でした。

6点目「都市計画の案に対する意見書の要旨及び区の見解」です。恐れ入りますが、別紙3を御覧ください。

頂いた意見としましては、その他の意見に関するものでした。

意見書の要旨としましては、「セットバックした道路部分の固定資産税は、払い続けなければならないのか。もしそうであれば税金分は何とか捻出したいので自動販売機を置きたいが、それできないのか」というご意見です。

区の見解としましては、固定資産税の課税対象の有無については、東京都で判断しております。なお、中野都税事務所に確認しましたところ、当該敷地部分につきましては課税対象であると聞いております。

また、壁面後退した敷地の部分につきましては、道路との一体的な空間として歩行者空間を確保していくこととしており、地区計画において工作物の設置制限を定め、通行の妨げとなる自動販売機については設置してはならないとしております。

なお、今回B地区で導入する街並み誘導型地区計画ですが、壁面の位置の制限等を定めることで、斜線制限や前面道路幅員による容積率の制限が緩和されることとなります。

以上が「中野駅南口地区地区計画の変更」についての説明です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

大沢会長

ただいまご説明がありましたが、これに関する質問等ございましたら挙手の上、お受けしたいと思います。ウェブでのご参加の方は、ネームカードにより挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

これまで何回かご説明していただいたところでございますが、よろしゅうございますでしょうか。

(意見なし)

大沢会長

そうしましたら、ご質問等ないようでございますので、この件についてお諮りしたいと思います
が、よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

大沢会長

それでは、お諮りいたします。

諮問事項の「東京都市計画地区計画 中野駅南口地区地区計画の変更(中野区決定)」について
ですが、この件については、案のとおり了承とすることでよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

大沢会長

異議がないようですので、そのように決することといたします。

以上をもちまして審議事項を終了したいと思います。

次に、報告事項に移ります。

報告事項の「中野四丁目新北口地区及び囲町地区における都市計画原案について」、小幡幹
事から一括で説明をよろしく願いいたします。

小幡課長

それでは、「中野四丁目新北口地区及び囲町地区における都市計画原案について」、ご説明い
たします。

資料を御覧いただきたいと思います。

今回、新北口地区及び囲町地区における都市計画の原案を取りまとめたということでの報告
でございます。

「1. 説明会の開催結果について」でございます。

中野四丁目新北口駅前地区における拠点施設整備について及び中野四丁目新北口地区・
囲町地区の都市計画(素案)についての説明会を以下のとおり開催してございます。

「(1)開催概要」でございます。12月17日、12月20日の2回、それぞれ参加者数は12名、18名
でございました。

「(2)説明会における意見の概要及び意見に対する考え方について」でございます。別紙1を御
覧いただきたいと思います。別紙1に意見の概要、それから意見に対する区・施行予定者の考え

方を記載してございます。

最初に「1. 中野四丁目新北口駅前地区における拠点施設整備について」でございまして、こちらは、質問番号1番の階数ですとか5番の配置の理由、8番の交通計画における混雑状況に関するご意見、それから裏面に参りまして、11番に災害時の対応、そういったご質問・ご意見を頂いたところでございます。

続きまして「2. 中野四丁目新北口地区及び囲町地区における都市計画素案について」でございまして、新北口地区では、17番中野五丁目に接続する歩行者デッキの接続位置ですとか、18番地区計画の方針附図の各図の違い、囲町地区では19番区画道路2号の幅員についてのご質問がございました。

表紙に戻っていただきまして「2. 都市計画(原案)について」でございまして。

「(1)中野四丁目新北口地区」でございまして。

新北口地区における都市計画(原案)は別紙2のとおりでございまして。表紙に主な変更点として3つ記載してございますけれども、別紙2でご説明をいたします。

別紙2の右肩に凡例を記載してございまして、赤字の部分が素案から原案への変更箇所でございます。

1つ目として、1ページ目の右側、地区計画の「3-1. 土地利用の方針」の「1 A地区」の「(1)A-1地区」におきまして、赤字で「市街地再開発事業により、」と追記いたしまして、また、その下「土地の合理的かつ健全な高度利用を誘導し」を「図り」に変更してございまして。こちらは、前回の審議会でご意見を頂きましたので変更したものでございまして。

2つ目の変更点でございまして、6ページ目になります。左側になりますけれども、前の5ページ目からの「2. 高度利用地区」からの続きでございまして、注意書きのところの「注1」の8につきまして、少し補足をしております。

「質の高い住宅等の確保による限度」において、空地等の確保、これが上の2から6のことであつたり、住宅の確保については上の7のことをいうと追記をしていることと、後段の部分ですが、これまで容積率の緩和の合計が「10分の30未満で」という表現がございましたが、ほかの注意書きの規定と合わせまして「容積率を減じる」という書き方に修正したというものでございまして。こちらは特に内容の変更ではございませんが、基本的に容積率の最高限度を適用するということなのでございますけれども、条件を満たさない場合には容積率を減ずるといふほかの注意書きの書き方に合わせて変更したものでございまして。

3つ目の変更点でございまして。6ページの右側「4. 都市計画駐車場(変更)」についてでござい

ますが、その中の「位置」でございます。

都市計画駐車場の出口として、下の図に中野通りを渡る五丁目側への出口を、追加する区域として記載してございますが、出口が五丁目側になりますので、位置についても中野五丁目各地内と追記したものでございます。

以上3点が変更点となります。

続きまして、「(2) 囲町地区」でございます。囲町地区は、都市計画の原案について別紙3のとおりでございますが、変更点はございません。

表紙に戻っていただきまして、「3. 都市計画手続きについて」でございます。

「(1) これまでの経過」でございますが、12月に説明会を実施してございます。

それから、1月23日から環境影響評価書案の縦覧が始まっておりまして、意見書の受付が3月8日まででございます。

それから、1月下旬に入りまして地区計画(原案)等の権利者説明ということで現在行っております。中野四丁目新北口地区につきましては個別説明、囲町地区については、1月28日に説明会を実施してございます。

「(2) 今後の予定」でございます。

1月31日から地区計画(原案)の縦覧、それから意見書の受付となります。

令和5年4月には都市計画(案)の説明会、公告・縦覧、意見書の受付、5月以降にこちらの都市計画審議会に諮問させていただきまして、6月頃の決定・告示を予定してございます。

引き続きまして、少し補足でご説明させていただきたいと思っております。補足資料1を御覧いただきたいと思っております。

こちらにつきましては、前回、地区施設の配置について、図書にのっとしてご説明はしたところですが、配置・構成がどうなっているのか、なかなか分かりにくいというご意見もございましたので、今回補足資料としてつけさせていただきます。

地区計画における地区整備計画、地区施設の配置を、図面と完成予想パースでご説明いたします。

中央が配置図でございます。下が1階レベル、現在の東西連絡路を渡ったところのレベルとなります。また、上は西側南北通路から出たところのレベルでございまして、高低差が8メートルほどあるため、上のほうが3階レベルということになってございます。

左上から順にご説明いたします。

左上①でございますが、こちらは3階レベル、西側の南北通路から出たところを北側に見た図と

ということになります。3階の図の中の①の視点から見ているということでございまして、手前側デッキ上に広場3号、そこから北に歩行者通路6号がホールに向かって延びている。そこからさらに四季の都市方向に歩行者通路4号がデッキレベルで延びているという構成になっております。

続きまして②でございまして。②は1階レベル東西連絡路を渡ったところから見た図になります。手前に広場2号、それから中野通り沿いに歩行者通路3号が北に向かっていているというところがございます。

③は、中野通り側から見た図になります。立体道路沿いに歩行者通路、それから中野通り沿いに歩道状空地を設けてございまして、先ほどの広場2号から延びてきた歩行者通路3号については、途中でレベルが上がりがまして北側につながっているということになっております。

続きまして、右上④でございまして。④は新区役所側、北西側から見た図でございまして。道路沿いには歩道状空地、それから多目的ホール周りには歩行者通路7号を配置してございまして。

⑤は、高層棟と低層棟の間、吹き抜けのアトリウム内の東側を見ているものでございまして。アトリウム内を歩行者通路5号が通りまして歩行者通路3号につながっております。

⑥は、中野通り側から見た図になります。手前に広場1号、それから一層上には多目的ホール、周りに歩行者通路7号が回っております。

以上が地区施設の配置についての補足説明でございまして。

続きまして、補足資料2を御覧いただきたいと思っております。補足資料2でございまして、高度利用地区につきましても容積率の最高限度設定の考え方でございます。

先ほどの図書の6ページ、注意書きの容積率の特例内容というところが、なかなか分かりにくいと思っております。本日添付してございまして。

考え方としましては、東京都の高度利用地区指定方針及び指定基準に準じて設定しております。基準容積率600%に対しまして、こちらに記載のような「空地等の緩和」の項目で250%、それ以外の項目で150%を設定してございまして、最高限度を1,000%としております。

続きまして、補足資料3でございまして。補足資料3でございまして、中野駅周辺の市街地再開発事業により整備が予定されている住宅の戸数でございまして。こちらは、前回の審議会で委員の方からご質問がありましたので添付してございまして。

中野駅周辺では5つの再開発事業の計画が現在ありまして、事業中のものから都市計画段階のものまで進捗は様々ではございまして、戸数の合計は約3,750戸となります。

ご説明は以上でございまして。

大沢会長

ただいま説明がございましたが、これに関する質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。ウェブでご出席の方はネームカードにより挙手をお願いできればと思います。

いかがでしょうか。

林委員

何点かあるのですが、まずそもそも四丁目と囲町を一括審議する理由は何か最初に伺いましたか。都市計画自体は別ものと考えてよろしいのでしょうか。

小幡課長

今回、新北口地区と囲町地区を同時にご説明させていただいておりますが、関連するところとしまして、例えば図書の別紙2の2ページ目のところになりますけれども、地区施設の歩行者通路につきまして、特に計画図2-3のところになります。新北口地区で囲町地区に向かう歩行者通路8号を位置づけておりまして、これが囲町地区に向かうデッキとして今回原案としてご説明しているものでございます。

これと接続する形で囲町地区の地区計画の図書においてもデッキの位置づけをしておりますので、ここが接続して一連のデッキになるということで併せてご説明をするものでございます。

林委員

そうすると、都市計画自体は別物ということでよろしいでしょうか。

小幡課長

地区計画としては別物でございます。

林委員

分かりました。ありがとうございます。

そうすると、まだ報告事項でよろしいかと思うのですが、諮問された際、新北口は賛成けれども囲町の計画に疑義があるといった場合は、こういう諮問はまとめてやってよろしいのでしょうか。

安田課長

諮問のときは、それぞれ異なる都市計画となるため、別々に諮ることになります。

林委員

分かりました。ありがとうございます。

個々の内容なのですが、四丁目で前回も私は質問したと思うのですが、別紙2の6ページ目に説明の書類をつけていただいたのですが、8番の「質の高い住宅等」というところで、注意書きで、「長期優良住宅とする」とありまして、それだと性能が低いのではないですか、Zero

Energy House (ZEH) レベルでないと、別の計画でZEHも検討をしていますというようなご説明があったと思うのですが、ここに記載することはできないのでしょうか。というのは、先ほど言われた容積率を緩和する条件でこれを満たさないとそれが適応されないということで、こちらのほうがやってくれそうな気がして、ほかのだとZEB基準になっていそうな気がするのですが、それについていかがでしょうか。

小幡課長

高度利用地区の考え方でございますが、高度利用地区の指定基準にのっとって、今回容積率の割増しということで考えておりまして、その要件が東京都が指定するものに準じて行っているということでございます。その要件の中に質の高い住宅、長期優良住宅というところが入っているものでございます。そちらに応じて今回容積率の割増しということでご説明をしているところでございます。

委員お話しの方の性能アップを図るZEBですとかZEHですとかいうところは、直接この要件になってございませんので、ただ、区としては環境目標の考え方も持っておりますし、都や国の考え方もありますので、できるだけ最大限、環境に配慮した施設にするべく事業者を誘導していきたいと思っております。その中でZEB、ZEHについてもできるだけ高水準を目指してこれから設置計画を立てていくということで確認しているところでございます。

林委員

ありがとうございます。

もう一点確認させていただきたいのですが、東京都の基準はこういうことだということで、それに対して中野区独自で上乗せというか厳しい基準を立ててしまうというのは、ここの立てつけ上できるものなのでしょうか。ルール上といたしますか。

小幡課長

東京都の指定基準に準じた形で考えておりますので、今回の都市計画案としてはこういう形でお示しさせていただいております。ただ、これとは別に環境の取組として、中野区としてもZEB、ZEH、できるだけ高性能にということで取り組んでまいりたいと考えてございます。

林委員

すみません。ちょっとお答えが理解できないのですが、東京都より上乗せすることは、仕組み上可能なのでしょうか。ご説明は分かりましたけれども、仕組み上は上乗せしてもよいものなのでしょうか。

小幡課長

基準にのっって容積率の割増しの考え方ということで、整理してきておりますので、新しい項目を設けるといことよりは、東京都の協議の中で東京都の基準にのっっているといことです。

林委員

分かりますけれども、できるのかできないのかを教えてくださいたいのですけれども。というのは、この「質の高い住宅」というのはぼんやりとしていて、東京都の基準は長期優良住宅で、そうしたら東京都の基準を回さないと中野区はならないのか、中野区の判断でここを変えることはできるのでしょうかという質問をずっとしているのですけれども。

大沢会長

恐らくZEHを入れたときに、要はプラスがもっとできるかという趣旨ですか。

林委員

東京都の基準は長期優良住宅となって10を切ります。20ぐらいのもっと高い性能を中野区独自でここに入れることが都市計画上できるのでしょうか。

小幡課長

すみません。ちょっと分かりにくい説明になっておまして。東京都の指定基準にのっって考え方を整理して、これで都との協議をして整理をしてきておりますので、新しい基準はなかなか難しいと思っております。

林委員

なるほど、協議はできると。協議して東京都がいいと言えれば変えられるのでしょうか。しつこくなつて申し訳ないのですけれども、質問にお答えいただけていなくて。私は素人なので、都市計画上、この解釈を区の判断で何か追加可能できるのか、緩いほうになっては環境に悪い影響を与えてしまうので、例えば何をイメージしているかという、河川の排出基準とかは国よりも厳しい基準を都道府県はつくれると聞いていますので、それと同じような考え方でよろしいでしょうかといことをお聞きしたい。

大澤副会長

今のご質問ですけれども、今回の都市計画決定は区が決定するものですので、区がある程度の裁量を持って基準については判断できるはず。ただ、当然都のほうがかっちりした運用基準を持っているので、その運用基準を準用して今回の計画原案といことをつくっていると思うのです。

そこで中野区として、より厳しい基準を設けるか設けないかといことは、区が判断できるはず

だと思いますけれども、制度上は区が判断できるはずだと私は認識しておりますが、もし区でその辺の認識が違うようであれば、ご指摘いただければと思います。

小幡課長

補足説明、どうもありがとうございます。確かに東京都の指定基準に沿って区がこれを設定しているという立付けになっています。ただ、東京都の指定基準というのは、東京都全体の、都心なのか中枢広域拠点域なのかにぎわいの何とか地区なのかというところで、全て基準として数値が決まっておりますので、東京都全体のバランスとかも考えると、東京都の指定基準に準じて今回も設定しているということでございます。

林委員

副会長が言われるとおり、中野区がその気になれば決められるということでもよろしいでしょうか。今後、議論していく中でできもしないことを皆さんで議論してもあれなので、可能性があるのかないのか、副会長が違う点があるかということで、今のご回答だとないように取ったのですけれども、それでよろしいでしょうか。

小幡課長

東京都の指定基準に準じておりますので、東京都との違いは今回の都市計画のご説明の内容にはございません。

大沢会長

多分質問に答えてないかと。区の裁量基準があるのであれば、今もあるのであればそれに基づいてするし、ないのであれば当然ないということでこの議論は終わりになると思いますので。

小幡課長

すみません。都の基準を準用しておりまして、独自の区の基準は今持っておりません。

大沢会長

それに基づいて今決めているので、それ以上はもう考えるところではないという理解でしょうか。

小幡課長

会長お話しのとおりでございまして、都の全体のバランスを見ながら都の基準にのっとってやっておりますので、新たな基準を区として考えるということは持っておりません。

林委員

分かりました。では、区に裁量が委ねられているけれども、区の考えとしては議論する気はないということでもよろしいでしょうか。

小幡課長

委員お話しのとおりでございます。

林委員

分かりました。ありがとうございます。

大沢会長

ほかいかがでしょうか。

木村委員

意見というかちょっと質問なのですが、別紙1に書いてある「意見に対する考え方」の中で「多目的ホール」というものがあるのですが、これは今まで我々が言っていた7,000名収容のアリーナと同じということですか。

小幡課長

意味合い的には同じでございます、今は最大収容7,000人規模の多目的ホールと決めています。

木村委員

そうですか。現時点で結構なのですが、例えば用途、どんなものに使われるのか、例えばサンプルザの今やっているようなああいうこともやるのか、それともスポーツみたいなこともできるのか。その辺の用途的なものがお分かりになるのであれば、ちょっと教えていただきたいと思えます。

小幡課長

基本的にどんな用途に使われるのかということは、これからの検討になるかと思えますけれども、中野サンプルザのDNAを継承しているということでございますので、現在のサンプルザのホールの使われ方をベースにした利用になると考えてございます。

木村委員

分かりました。

大沢会長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

林委員

すみません、ちょっと聞き忘れてしまいました。

囲町のほうですが、前回質問させていただいて、杉並区との協議はしているのですかという質

間で、私の認識ではあまりしていないというようなご回答だったと思うのですが、その後何か杉並区との協議につきまして、進展があれば教えていただければと思います。

山本課長

杉並区との意見調整とか交渉という話ですけれども、こちらの都市計画原案、また前回の都市計画素案につきましては、杉並区の担当の方と情報交換をしながら地区計画の原案を進めてございます。

林委員

分かりました。それで杉並区側も何か変更とか、区長が変わったのでどうでしょうかという質問をしたのですが、何か杉並区側で考えが変わったとか、計画がどのようになっているかということ、何か情報交換はあったのでしょうか。

山本課長

今、杉並区側で補助221号線について近隣の住民やそれ以外の区民の方々も招いて説明会とございますか、町歩きみたいなことをやられているというお話がありました。

あと、考え方が変わったかどうかということについては、特段考え方は変っていないという認識でおります。

林委員

分かりました。これについては引き続き杉並区側と連絡を密にさせていただければと思います。

大沢会長

ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。ウェブの方も大丈夫でしょうか。

ご質問等ないようですので、本件につきましてはこれで終了とさせていただきます。

それでは、諮問事項、報告事項が終わりましたので、最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

安田課長

本日は、お集まりいただきましてありがとうございました。次回の審議会は、5月頃を予定してございます。日程が確定次第、各委員の皆様にご改めにお知らせいたします。

事務局からは以上となります。

大沢会長

それでは、これをもちまして本日の審議会は閉会とさせていただきます。円滑な審議会運営にご協力いただき誠にありがとうございました。